

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 04-7096-0185 または 04-7096-1612

※ 緊急時の連絡先を兼ねる

担 当 _____

※ 24時間連絡体制あり

2. 居宅介護支援事業所ふく笑らいの概要

(1) 居宅介護支援の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ふく笑らい
所在地	千葉県鴨川市江見吉浦500番地6
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県1272800432号）
サービスを提供する地域	鴨川市・南房総市

(2) 事業所の職員体制

※（ ）内は男性再掲

	基礎資格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	社会福祉士 介護福祉士	1名 (1名)	0名 (0名)	1名 (1名)
主任介護支援専門員 (管理者と兼務)	社会福祉士 介護福祉士	2名 (1名)	0名 (0名)	2名 (1名)
介護支援専門員	介護福祉士 社会福祉主事	2名 (0名)	2名 (0名)	4名 (0名)

(3) 営業日

月曜日～金曜日

※ ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び
12月29日から1月3日までを除く。

(4) 営業時間

平 日	午前 8時00分 ～ 午後 5時00分
-----	---------------------

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画作成依頼 ⇒ 居宅介護支援事業所ふく笑らい⇒ 契約 ⇒
(本人又は家族より) (担当者が説明に伺います)

居宅介護支援専門員訪問 ⇒ ケアプラン作成 ⇒ サービス提供
(本人の希望・状態を調査します) (サービス事業所との調整)

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日鴨川市・南房総市の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

参考・・・ (要介護1・2) 15,070円

(要介護3・4・5) 18,320円

(2) 交通費

無料。

(3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

サービス提供記録の複写（コピー）をご希望の方は、複写のための実費が必要です。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ※ 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

- ※ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

- ※ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

- ※ その他

利用者様のご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 事業の目的・運営方針・実施概要

(1) 目的

当事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援の提供を行う事を目的とします。

(2) 運営方針

- 1 利用者の心身の状況、環境を考慮し、利用者の選択に基づいた保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的、効率的に提供されるよう配慮します。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 3 事業の運営に当たっては、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域包括支援センターとの連携に努めます。

(3) 居宅介護支援の実施概要など

1 相談・窓口

・介護支援専門員は、依頼や必要に応じて面接、相談に応じ、その心身の状況を調査します。相談窓口は、居宅介護支援事業所ふく笑らいで行います。

2 適切なサービス提供

・要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるようにします。

3 他事業所との連携

・サービスの利用にあたっては、関係市町村居宅サービス事業を行う者、介護保険施設との連絡調整に努めます。

4 課題分析

・課題分析については、原則として全社協方式で行います。

5 訪問頻度

・介護支援専門員の居宅訪問頻度は、1ヶ月に1回程度と訪問します。

6 居宅サービス計画の作成・変更

・介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した後も利用者等や居宅サービス事業者等と連絡を常に確保し、居宅サービス計画の実施状況を把握・分析し、必要に応じて居宅サービス計画の変更や居宅サービスの調整その他便宜の提供を行います。

7. サービス内容に関する苦情

居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等に対する苦情相談等ありましたら、下記相談窓口までご連絡ください。

窓口担当者	石 井 健 一	
利用時間	当事業所、営業時間と同じ	
利用方法	電 話	04－7096－0185 または 080－8826－9677
	面 接	居宅介護支援事業所ふく笑らい

その他の苦情相談窓口

- ・鴨川市福祉総合相談センター(介護保険係) 04－7093－7111
- ・南房総市健康支援課介護保険係 0470－36－1154
- ・千葉県国保連合会介護保険課苦情処理係 043－254－7428

8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 千葉県鴨川市江見吉浦 5 0 0 番地 6

名 称 居宅介護支援事業所ふく笑らい

代表者 理事 根 本 羊 子 印

説明者 _____

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印